

## 4. 部門別まちづくりの方針

### 4-1 土地利用の方針

#### (1) まち（ひと）エリア

##### 住宅地

○東田、佐糠、中岡、錦町中央・江栗地区等の住宅地は、適度な密度でゆとりを持たせた戸建て住宅や集合住宅を誘導し、良好な住環境を創出するとともに、道路・公園等の公共施設のバリアフリー化の促進などにより、高齢社会に対応した安全で快適な市街地の形成を図る。



佐糠地区の住宅地



錦町中央地区の住宅地

##### 商業地（生活サービス地）

○植田駅周辺の中心商業地については、南部地区や近隣に居住する人々に日常の利便を提供する商業・サービス施設をはじめ、業務・流通等の複合的な機能を誘導し、より多くの人々が居住し交流する、賑わいのある空間とする。

○窪田町通、錦町の（主）常磐勿来線沿道等については、住環境との調和を図りつつ、地域内で日常の買い物や食事ができるよう生活利便施設の充実を図る。



窪田町通



（主）常磐勿来線

## 工業地

- 錦地区の工業集積地、山田インダストリアル・パーク、常磐共同火力（株）勿来発電所周辺の工業系用途地域を工業地として適正な土地利用の誘導を促進する。
- 工場の敷地内緑化の促進等により、周辺環境への配慮に努め、周辺市街地との調和を図る。



錦地区の工業集積地

## 公園・レクリエーション地

- 市街地内の街区公園等については、住民の日常的な利用に対応した公園・レクリエーション地として、その機能の維持・向上を図る。



東田中央公園



三ヶ下公園

## 農地・集落地

- 錦町の海岸付近や鮫川・蛭田川の河口付近に広がるまとまりのある農地や集落については、農業の振興と土地の荒廃防止、緑地景観による市街地環境の向上の観点から保全に努める。
- 体験農業などにより地域の人々との交流を促すなど、農地の有効活用に努める。

## 4-1 土地利用の方針

### (2) みずエリア

#### 公園・レクリエーション地

- 海水浴場、鮫川河川敷公園については、水辺のレクリエーションの場として市民の交流を促進する。特に鮫川河川敷公園及びその周辺については、ラグビー、サッカーをはじめマリンスポーツや釣りなどが楽しめるレクリエーション地として、更なる有効利用を検討する。



鮫川河川敷公園

#### 水辺・海浜

- 海岸部をはじめとする水辺空間は、貴重な自然資源として保全を図りつつ、観光的な活用による地区の魅力づくりに努める。
- 市民と来訪者との協働により、海浜の環境保全と美化に努める。
- 河川の水質改善を進めながら、ホタルの生息地、白鳥の飛来地などの環境保全に努める。



鮫川の白鳥飛来地

### (3) みどりエリア

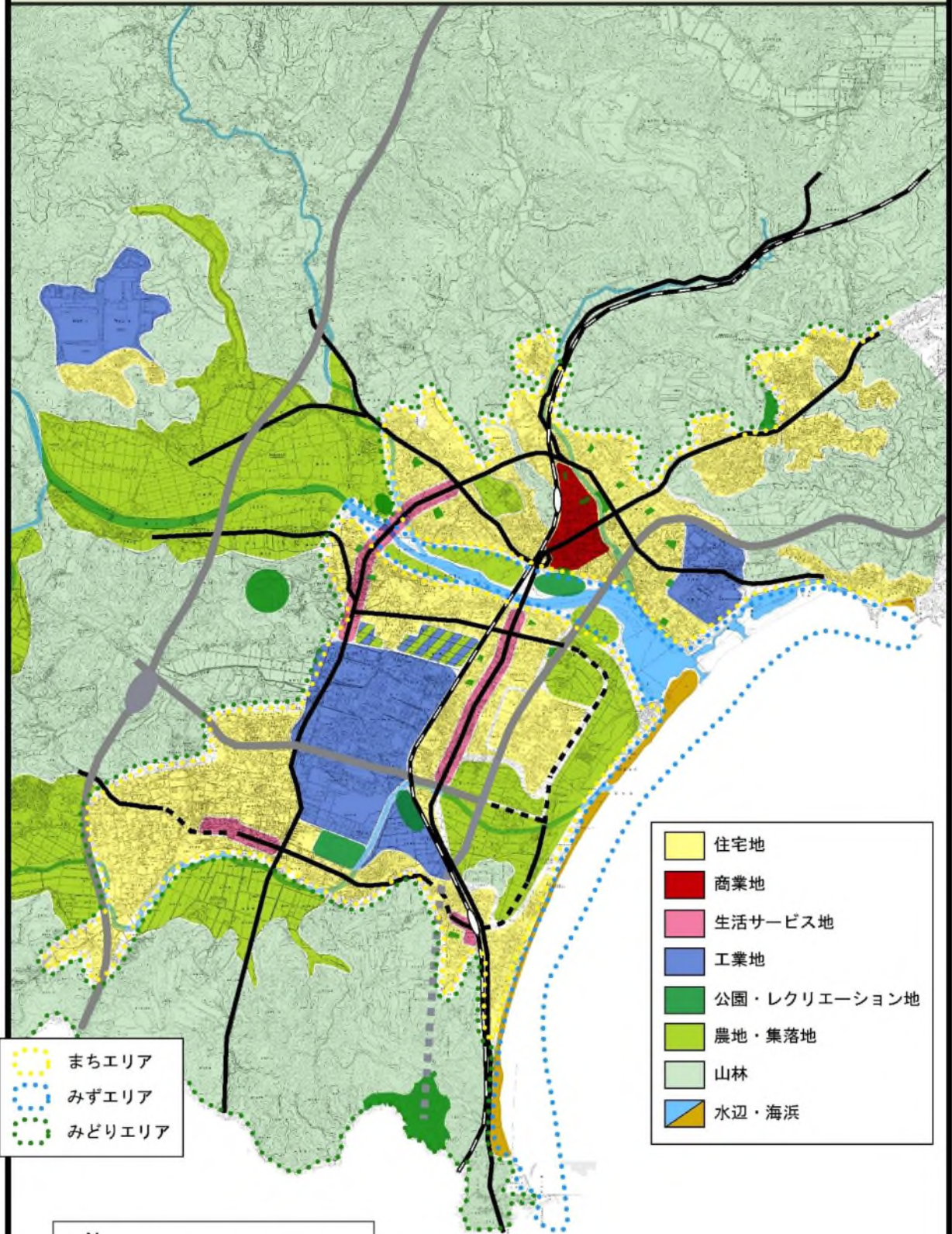
#### 山林

- 市街地の背後に広がる丘陵地の山林については、身近な里山として市民参加による維持管理も視野に入れながら、保全に努める。
- 山間部の有する自然や歴史的資源の保全と活用を図りながら、ネットワーク化を進め、市民が憩い、学べる交流の場としていく。

#### 農地・集落地

- 鮫川沿いに広がる農地については、農産物の生産の場として機能の維持・増進を図り、農業振興に努める。
- 農地の荒廃を防止するとともに良好な田園景観を維持するなど、農地の多面的機能の保全に努める。

# 土地利用方針図



## 4-2 交通施設等の方針

### (1) 道路の方針

- 高速道路から一般国道、県道、市道に至る体系的な道路ネットワークを形成し、地域間の交流と連携の促進、市街地における住環境の改善、商店街における買い物環境の向上等を図るため、道路機能の区分と段階構成を明確にし、それぞれの道路の役割、整備の方針を示す。

#### 広域幹線道路

- 常磐自動車道、国道6号常磐バイパス及び国道289号等の広域幹線道路については、東京方面及び県内の主要地域間を連絡し、広域的な通過交通の処理機能を有する道路として整備促進を図る。

#### 幹線道路

- 主要地方道及び一般県道等の幹線道路については、南部地区周辺をはじめ、地区内の主要な拠点を相互に連絡し、地域の骨格を形成する道路として整備促進を図る。

##### 主要地方道

常磐勿来線、日立いわき線、いわき上三坂小野線、勿来浅川線

##### 一般県道

泉岩間植田線、旅人勿来線

##### 都市計画道路

関田江栗線、勿来停車場川部線

##### 幹線市道

窪田・唐藤線

- 既存道路についても局部的な線形改良、歩道の設置、道路の緑化を促進するとともに、歩行者、自動車ともに安全・円滑な交通の確保に努める。

#### 補助幹線道路

- 幹線道路を補完し主要地点を連絡する市道や都市計画道路については、補助幹線道路として、狭あいな区間の拡幅や線形改良を図り、日常利用する道路として相応しい道路空間を創出する。
- 陸前浜街道や城下町の道などについては、地域の資源を活かし、個性ある道づくりを進める。
- 鉄道の東西を連絡する道路の機能充実を図り、地域間の連携を促進する。

## 生活道路

- 各戸へアクセスし、通勤通学や買い物など日常的に利用する生活道路の計画的な整備に努める。
- 狭い道路についても拡幅整備の検討を行い、地域の合意形成を図りながら、安全な道路空間の創出に努める。
- 交通規制のあり方等についても検証しながら、通過交通が進入しないような交通体系を構築し、安全に歩行できる道路空間の創出についても検討する。

## (2) 公共交通の方針

### 鉄道・駅前広場

- 交通の結節点である駅へのアクセス性向上を検討するとともに、地区の玄関口として相応しい空間の創出に努める。



植田駅前広場



勿来駅前広場

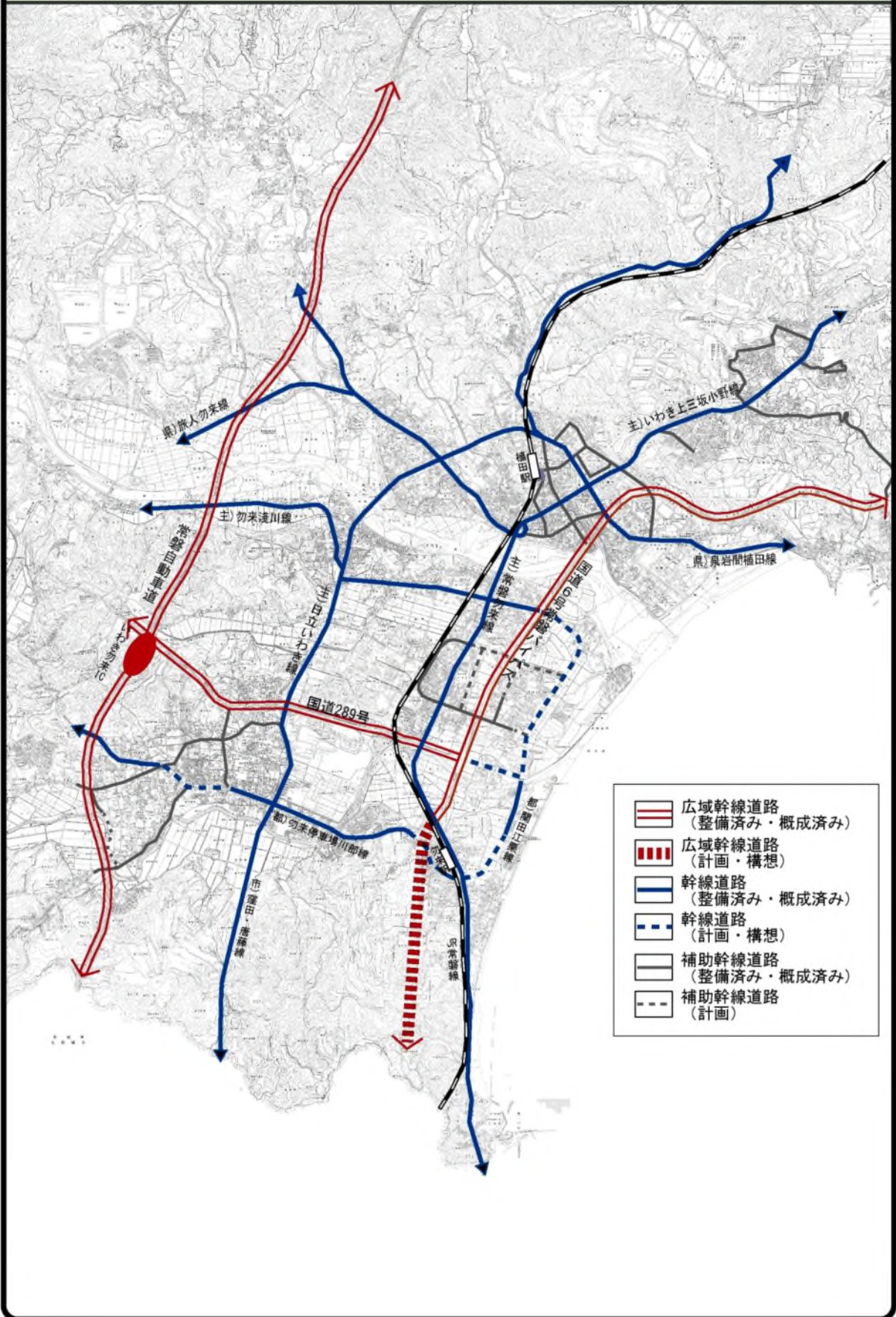
### バス

- 生活の利便性を確保するため、既存バス路線の維持に努めるとともに、最寄り鉄道駅及び高速バスとの連携を図り、有機的な公共交通ネットワークの形成・充実に努める。
- 円滑なバス運行と利用者の安全性を確保するため、バス路線に該当する道路整備の促進と停車スペース等の確保に努める。

### 駐車場

- 市街地の駐車場については、行政と民間の役割分担により整備に努める。

# 道路網方針図



## 4-3 公園・緑地等の方針

### (1) 多様なレクリエーションニーズに対応する公園・緑地等

- 既設公園の充実を図るとともに、地区の豊かな自然や特色ある地域資源を活かし、市民や来訪者の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地の整備を図る。
- 勿来の関公園についてはその歴史的価値を尊重し、体験・学習・レクリエーションの場として整備を進めるとともに、周囲の自然資源との調和を図る。
- 南部地区のスポーツ・レクリエーションの拠点となる複合運動施設として整備された南の森スポーツパークについては、一層の利用促進を図る。
- 海岸部の海水浴場については、施設の充実を進めながらマリンスポーツの振興を図る。
- 鮫川沿川及び鮫川河川敷公園を市街地内の新たな交流・レクリエーションの場とし、親水空間としての整備を検討する。

### (2) 市街地環境の向上に寄与する公園・緑地等

- 土地区画整理事業等により新たに整備される公園については、市民参加のもとに身近な公園づくりや維持管理を進める。
- 市街地内に既に整備されている公園については、それらの維持・充実を図るとともに、各公園間のネットワーク化を図る。
- 河川や幹線道路の緑化を進め、まちなかの緑の創出に努める。
- 住宅や工場などの敷地内及び周辺の緑化を促し、身近な緑を育てる。

### (3) 農地・緑地資源の有効活用

- 市街地周辺に広がる農地を貴重な緑地資源として保全・活用に努める。
- 身近な山林を保全していくとともに、その自然環境や生態系等に配慮して、レクリエーションや体験学習の場として活かしていく。
- 居住環境維持のため、農地周辺の屋敷林、まとまりのある平地林の保全に努める。
- 地域住民の憩いの場でもある神社仏閣、境内林の保全に努め、歴史的資源や伝統芸能の維持に努める。
- 遊休農地の園芸・市民農園等への転換等により、農業振興や交流の場の形成を図る。



## 4-3 公園・緑地等の方針

### (4) 水辺空間の有効活用

- 河川の水質の保全・管理をはじめ、水辺植物の保全等を通し水質の改善を図るとともに、水辺空間を活用し河川と親しめるようなレクリエーションの場の創出を図る。
- 特に鮫川は本地区のシンボリックな資源であり、市街地を貫流しているという特性を考慮し、地域の交流・レクリエーションの核となる水辺空間づくりを進める。
- 海岸部は豊かな砂浜の保全と、海水浴場としての観光的活用を図るとともに、隣接する漁港等との連携を高め新たな魅力づくりに努める。

### (5) 水・緑のネットワークの形成

- 河川や農地、山林等を保全・活用し、市街地、田園地域、核となる公園を空間的かつ機能的に連携させ、市街地を取り囲む水辺・緑地空間ネットワークの形成を図る。

## 4-4 都市環境の方針

### (1) 景観形成の方針

#### 街並み景観の形成

##### 《賑わい空間を支える魅力ある街並み景観の形成》

- 多くの人が訪れる商業地においては、道路の緑化や街路灯等のデザイン化をはじめ、沿道建築物のデザイン誘導、電線類の地中化等を図り、来訪者を惹きつける魅力的な街並み景観の形成を目指す。

##### 《緑豊かな住宅地景観の形成》

- 個別敷地内、敷地周りの緑化の啓発に努めるとともに、農地の適正な活用や道路や公園等の基盤整備に併せて緑化を推進し、緑豊かな落ち着いた住宅地景観の形成を図る。

##### 《地域資源を活かした街並み景観の形成》

- 陸前浜街道や旧城下町の街並みなど、歴史的風情を活かした街並み景観の整備・保全を進める。

#### 自然景観の保全

- 本地区のシンボリックな自然資源である鮫川及びその他の河川、海岸、山林により形成されている水・緑景観の保全を図るとともに、海や川のイメージを活かした特色ある景観づくりを進める。

#### 田園景観の保全

##### 《農地の保全による緑豊かな景観の保全》

- 市街地内及び市街地周辺に広がる農地は、農業生産の維持による農地の保全に努め、潤いと広がりのある田園景観の保全を図る。
- 防風林や屋敷林により形成されている集落地の風土的景観の保全に努める。

##### 《集落地、住宅団地と農地の景観的調和》

- 田園地域内に点在する既存の集落地や住宅団地は、周辺道路や法面等の緑化、生け垣の設置等による敷地内緑化により周辺の農地との景観調和を図り、潤いのある住宅地景観の形成を図る。
- 敷地の周囲に広く開けた土地を有する集落地では、市街地と異なり緑がふんだんに残されたゆとりある居住環境が特徴であることから、特に、敷地周りの装飾や垣・柵の構造等については、農地をはじめとする緑地景観との調和に配慮し、景観性の高い集落環境づくりを進める。

## 4-4 都市環境の方針

### (2) 公共下水道・河川の方針

- 水害を未然に防止し、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、河川や公共下水道の計画的整備を進める。
- 公共下水道の整備完了区域においては、水洗化を促進する。

### (3) 防災の方針

- 災害発生時の被害を最小限に抑えるため、狭あいな道路や密集市街地の解消、道路の改修にあわせた災害に強いライフラインづくり、消防施設の整備・充実を図る。
- 災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう防災無線の充実や、自主防災組織の育成、避難地・避難路の周知に努める。
- 災害危険区域への対策の実施、植林や護岸整備などによる治山・治水に努め、災害を未然に防ぐための対策を進める。

### (4) その他の方針

#### 商業の方針

- 植田駅周辺の市街地においては、交通の利便性や既存の商業集積を活かし、南部地区の中心となる商業地として誰もが訪れやすい商業地形成を目指す。
- 観光資源の立地状況や交通条件等を踏まえて、商業地としての役割分担や配置のバランスに配慮し、地域住民の利便性の向上、観光振興に資する商業地形成を目指す。

#### 観光の方針

- 勿来の関等の歴史的資源や、勿来海水浴場をはじめとする海岸線など歴史的自然的資源を活かした観光振興を目指す。
- 北茨城や小名浜、常磐湯本地区との連携、観光資源とスポーツ施設や民宿など宿泊施設との連携等により観光振興を図る。

## 福祉の方針

- 民間施設の活用も含め各種の福祉サービスの整備・充実を推進していく。さらに、保健福祉センター等の機能充実を図るとともに、各機能間の連絡調整により円滑な運営を図る。
- 保育園をはじめとする児童福祉施設は、将来需要を踏まえ、既存施設の充実を図るとともに時代のニーズに適した保育形態を検討する。
- 道路や公共公益施設のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者にとっても利用しやすい環境づくりを推進する。
- 子供を持つ母親や高齢者・障がい者など誰もが地域の活動に参加し、生きがいを持って暮らせるように、地区住民の交流、支え合い等のコミュニティ活動を支援する。

## 文化等

- 公民館や図書館、体育施設等については、地域住民の交流の拠点として機能の拡充や施設の充実を検討する。
- 神楽などの伝統芸能の継承、史跡などの文化財の保全と周知を図り、学習や地域の交流に活用していく。